

阪神タクシーチケット利用約款

西宮市鳴尾浜1丁目1番地の12
阪神タクシー株式会社

阪神タクシー株式会社(以下「当社」という。)は、当社及び当社との間で阪神タクシーチケット(以下「チケット」という。)の利用について提携した会社(以下「提携会社」という。)の営業用自動車に乗車する際に、運賃料金の支払のために使用するチケットの利用について、下記のとおり定めます。

記

(適用範囲)

第1条 当社がチケット利用申込者(以下「申込者」という。)との間で締結するチケットの利用に関する契約は、本約款の定めるところによるものとします。

(チケットの利用申込み)

第2条 申込者は、「阪神タクシーチケット利用申込書」(以下「申込書」という。)に必要事項を記入・押印のうえ、当社に提出するものとします。

(チケットの利用範囲)

第3条 申込者及び申込者からチケットの使用を許諾された者(以下「乗客」という。)は、当社が発行するチケットをもって、当社及び別紙記載の提携会社の営業用自動車(以下「タクシー」という。)に乗車することができます。

(チケットの使用期限)

第4条 チケットの使用期限は、発行日の属する月の翌月1日から起算して1年間が経過する日までとします。

(チケットの使用方法)

第5条 申込者又は乗客がタクシーに乗車したときは、チケットに乗車運賃料金及び有料道路通行料金、駐車料金等の立替金の合計額(以下「乗車運賃料金等」という。)、乗車日、乗車区間並びに使用者名を記入して、乗務員に交付してください。

(乗車運賃料金)

第6条 タクシーの乗車運賃料金は、行政官庁認可による運賃料金によります。

(チケットへの乗車運賃料金等の記入限度)

第7条 チケットへの乗車運賃料金等の記入限度額は、申込者が申込書で選択した額として、チケットの券面に表示された額(ただし、「限度額なし」の場合は、チケットの券面に別段の表示を行いません。)とします。

(不正乗車券の防止等)

第8条 前条に定める乗車運賃料金等の記入限度額を超えたときは、乗務員は、チケットの受取りを拒絶します。

2 使用期限切れとなったチケットについては、乗務員は、受取りを拒絶します。

3 申込者又は乗客が、第5条の記入事項の全部又は一部の事項を無記入で、乗務員にチケットを交付した場合は、これにより申込者又は乗客に不測の損害が生じたときであっても、乗務員の悪意又は重過失が立証されない限り、当社はその損害を負担しません。

(チケットの紛失、盗難等の届出等)

第9条 申込者は、チケットの紛失、盗難等の事故が生じたときは、速やかに当該チケットの番号、枚数等の必要事項を当社に届け出るものとします。

2 前項の届出が行われた場合であっても、チケットの紛失、盗難等により、チケットが不正に利用されたときは、当社はその損害を負担せず、申込者の負担といたします。

(乗車運賃料金等の請求)

第10条 当社は、利用されたチケットの乗車運賃料金等を、原則として、毎月15日、20日又は月末のいずれかの日から、申込者が申込書で選択した日に締め切り、使用済のチケットを利用明細として添付して、申込者に請求します。

(乗車運賃料金等の支払方法)

第11条 乗車運賃料金等は、申込者が申込書に記載した支払方法及び支払日により支払うものとし、振込手数料等の支払に係る費用は、申込者の負担とします。

2 支払日については、支払日が金融機関等の休業日に当たるときは、その前営業日とします。

(遅延利息)

第12条 申込者は、前条で定める乗車運賃料金等の支払を遅延したときは、当社に対し、支払日の翌日から完済の日まで、法定利息に従った遅延利息を支払うものとします。

(保証金)

第13条 当社は、チケット利用申込時に、申込者から以下の各号に掲げる区分により、次に定める内容のチケット利用保証金

(以下「保証金」という。)をお預かりいたします。

- (1) 申込者が法人の場合 10万円
 - (2) 申込者が個人の場合 5万円
- 2 前項の保証金は、次の各号に掲げる場合において、未払金等があるときはそれらの金額を控除したうえで、申込者に返還します。また、お預かりさせていただく期間については無利息とします。
- (1) 第20条に定める有効期間が満了した場合（第20条ただし書きの規定により延長された場合を除く。）
 - (2) 第15条に定める解約の場合
 - (3) 第16条に掲げる事由によりチケットの利用を中止した場合

(申込書記載事項の変更の通知)

第14条 所在地又は住所、名称又は氏名、電話番号、支払方法、その他申込書に記載された事項に変更が生じたときは、遅滞なく当社にご通知ください。なお、通知漏れによって生じた損害について、当社はその損害を負担しません。

(解約)

第15条 申込者は、当社に対し未使用のチケットを添えて、書面(契約解除申入れ書及び念書各1部)による通知をもって、解約を申し入れることができるものとし、通知の到達の時をもって解約が成立するものとします。

2 当社は、チケットの1回当たりの請求額が1万円未満の状態が6か月以上継続したとき、又はチケットの利用が6か月以上ないときは、申込者に対して書面による通知をもって、解約を申し入れることができるものとし、通知の到達の時をもって解約が成立するものとします。この申入れが行われた場合、申込者は、直ちに未使用のチケットを当社に返還しなければなりません。

(チケットの利用の中止等)

第16条 当社は、申込者が、次の各号の一に該当すると当社が認めるときは、チケットの利用を中止し、チケットでのタクシーへの乗車を拒絶します。この場合、申込者は、未使用のチケットを当社に遅滞なく返還しなければなりません。

- (1) 乗車運賃料金等その他当社に対する金銭債務の履行を2か月以上遅滞したとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分、競売手続その他これに準ずる処分を受けたとき。
 - (3) 民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の開始若しくは破産手続開始を申し立てられ、又は自ら申し立てたとき。
 - (4) 手形交換所又は銀行から取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 公租公課の滞納による処分を受けたとき。
 - (6) 本約款に定める義務に違反し、当社の通告にも関わらず指示期間内に是正しなかったとき。
 - (7) 申込者の信用状況が著しく悪化したと認めるとき。
 - (8) 暴力団、総会屋その他の反社会的勢力(暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。)に該当する法人又は個人若しくはこれらに準じる者であると認められたとき。
 - (9) 暴力的又は威迫的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行ったとき。
- (10) 上記各号に準じた事実により、申込者と当社の信頼関係が喪失したとき。
- 2 前項各号に該当する事由が生じたときは、申込者は、乗車運賃料金等その他当社に対する債務の期限の利益を失い、直ちに債務の全額の弁済を行うものとします。

(解約又は利用の中止後に利用されたチケットの取扱い)

第17条 チケットの解約又は利用の中止後に、未返還のチケットが使用され、又は第三者に譲渡したチケットが使用された場合の乗車運賃料金等については、申込者が負担することとし、当社はその損害を負担しません。

(連帯保証人)

第18条 申込者は、当社から請求があったときは、乗車運賃料金等その他当社に対する債務について、連帯して債務履行の責に任ずる連帯保証人を立てなければならないものとします。

(合意管轄)

第19条 本約款に関する一切の紛議については、西宮簡易裁判所又は神戸地方裁判所尼崎支部を専属的合意管轄裁判所とします。

(有効期間)

第20条 本約款の有効期間は、本約款を承認し申込書に記名押印がなされた日から1年間とします。ただし、期間満了1か月前までに申込者又は当社いずれからも特段の意思表示のないときは、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2 前項の有効期間が満了し、かつ、前項ただし書きの規定により延長がされなかった場合のチケットについては、速やかに当社に返還するものとします。なお、返還が行われなかった場合のチケットの取扱いについては、第17条の解約に関する規定を準用して適用するものとします。

(本約款の改正)

第21条 当社は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、本約款の内容を変更することがあります。

2 前項の場合、当社は、変更後の本約款の内容と適用開始日を、ホームページへの掲載その他相当の方法で予め公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日のチケットの利用から、変更後の本約款が適用されるものとします。

(協議事項)

第22条 この約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、申込者と当社は、誠意を持って協議のうえ、解決に当たるものとします。